

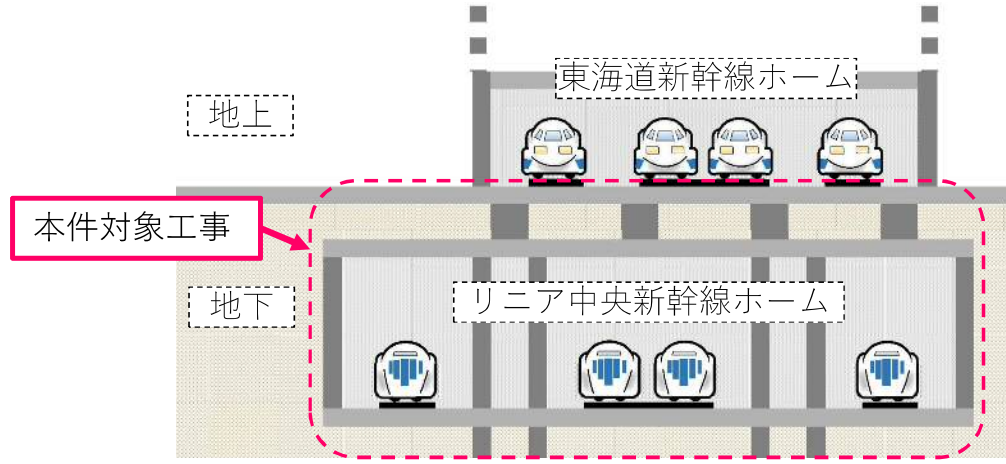
# 1 本件の概要

参考

## 本件対象工事とは・・・

J R東海が指名競争見積により順次発注する、リニア中央新幹線の品川駅及び名古屋駅の新設工事。

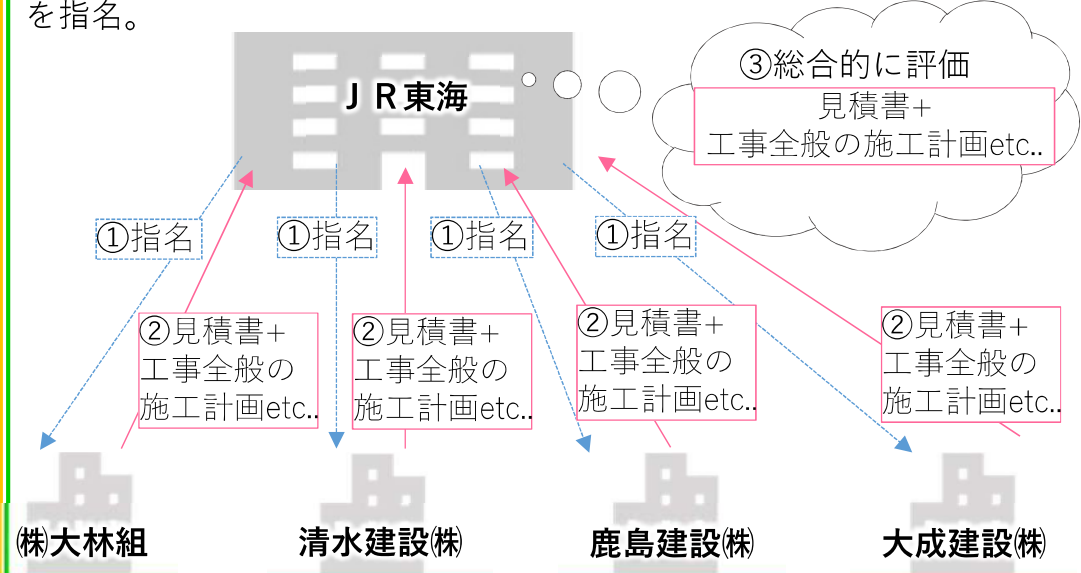
同工事は、営業運転している東海道新幹線の直下を掘削し、掘削した地下空間に駅を新設する地下開削工法を用いており、予算規模が極めて大きく、リニア中央新幹線の建設に係る工事を象徴する大規模かつ高難度の工事となっている。



## 指名競争見積とは・・・

J R東海が指名した競争参加者から見積書や工事全般の施工計画等の提出を受け、これらを総合的に評価して受注者を決定する方法。

本件対象工事は、スーパーゼネコンの4社又は4社のうちの複数社を指名。



## 違反行為の概要

(株)大林組、清水建設(株)、鹿島建設(株)及び大成建設(株)は、遅くとも平成27年2月頃以降、本件対象工事について、

- ・ **受注予定者を決定**する
- ・ 受注予定者以外の者は、**受注予定者が受注できるように協力**する

### 実施方法

↓ 旨の合意の下・・・

- ・ 各工事に対する受注意欲を確認し合い、工事ごとに受注を希望する者を受注予定者とする
- ・ 受注予定者の見積価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた見積価格よりも高い見積価格を提示する又は指名競争見積の参加を辞退する

などにより、**受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。**



本件対象工事の取引分野における競争を実質的に制限